

# 令和2年第11回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年11月5日(木) 13時29分から14時15分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	19番	原	心一				
会長職務代理	7番	森安	正				
委員	1番	水田	義郎	2番	平山	則雄	4番 森田 良彦
	5番	岡田	修一	6番	堤	昭雄	8番 宗石 和彦
	9番	西村	広幸	10番	西岡	久	12番 三木 克司
	13番	上島	陽子	14番	鍵山	佳広	15番 小松 和啓
	16番	三谷	富重	17番	山内	茂	18番 岡本 博臣

4. 欠席委員 (2名)

3番 横山 実男 11番 山崎 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号 非農地証明願いについて  
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について  
第4号 農地法第5条の規定による届出について(報告)  
第5号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)  
第6号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島	進
事務局次長	和田	小百合
事務局係長	公文	正志
農地主事	野島	和仁
農地係長	松浦	誠

7. 会議の概要

議

長

開会(13時29分)

すいません、定刻になりましたので、ただ今より本日の定例会を行いたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。だいぶこう寒くなってきました、皆さん方、どう言いますか、冬を感じるようになったと思います、コロナの終息もまだなかなか見通しにくいと、またインフルエンザも流行ってですね、両方がどんな関係になるか知りませんが、インフルエンザが、まだまだ終息をせんじやないろうかというふうなことで、皆さん方、いろんな報道機関でそんなことを聞いていると思います。そんなことでですね、これから先も見通しがつきにくいわけですが、山田においてもお祭りごとすべて無くなったというふうなことで今年の秋は非常に寂しいわけですが、この間の新聞です、香北町の川上様のおなばれの中のそのひとつの写真が出ておいてですね、毎年恒例になっちゃうあれが、烏毛を放ったりするの写真が出てま

したけれども、非常に雄大なそういうお祭りが出来たっていうことは大変良かったんじゃないのかなというふうな思いをしています。

山田も本来ですと今晚がおこし太鼓のまわりですけど、今年はやられんというふうなことをちらっとこの間聞きました。そんなことで寂しい町になってますけれども、これから先、皆さん方それぞれ何かと冬場になってもお忙しいと思いますけれども、健康には十分に注意をしてですね、過ごしていただき、頑張っていたきたいと思いますので、よろしく願いを致します。

それではただ今より、本日の会を進めて参りたいと思いますので、よろしく願いを致します。

最初にですね、議案書の訂正があります。そして本日の議事録の署名人は森田委員と岡田委員にお願いをしますのでよろしく願いをしたいと思います。

なお、委員の中で欠席届が出ておりますのが、山崎委員、横山委員から欠席届が出ておりますのでご報告をしておきます。定足数には達しておりますので、本日の会を進めたいと思いますのでよろしく願います。

それでは事務局の方から。

事務局

議案書の訂正をお願いします。

推進委員さんの方がですね、議案書の差し替えが今日お配りしたので済みますので、農業委員さん方をお願いしたいと思います。6ページの申請番号が3となっておりますが、4に訂正をお願いします。

議長

4になっちゅうぞ。申請番号4。

事務局

すいません、失礼しました。すいません、写真資料の方をお願いします。

お手元に9-2とありますが、これすいません、これちょっと点線の位置が間違っていましたので、こちらの方を見ていただくようお願いいたします。若干ちょっと線の位置が違います。塀の内側側が申請地となります。ちょっと最初はわかりにくかったので。

訂正は以上ですが、先月の定例会で3条申請でですね、空き家に付属した農地が前回出まして、その時に申請理由に農家創設という理由で表記をしてたんですけども、一応その農家という定義についての質問がありまして、その時にまた今回の定例会でということで、それについて説明をさせていただきます。

農家の定義については農林業センサスとか、あとですね、農林水産省のホームページで農業関連用語とかいう分類があつてですね、まあ、大体同じこと書かれておりまして。一応農業関連用語の方をちょっと引用しますが、農家は経営耕地面積が10a以上の農業を行う世帯、または過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯をいうと、10a以上を行っている世帯、または1年間に15万円以上の販売額がある世帯を農家というってことになっております。

先月の3条申請については、10a未満でしたので、今後はですね、その他ということで、空き家バンクの登録物件を購入というようなかたちで表記したいと思います。以上です。

議長

以上、事務的なことで説明がありました。

ただ今より、議案に入っていきたいと思いますので、順次お願いをしたいと思いますが、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

はい、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町岩次字カマダ200番1、地目は田、面積は1,092㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりで

譲渡理由は経営縮小、贈与（その他）、譲受理由は受贈（その他）、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字西ノ芝1546番1、地目は田、面積は776㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,113㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は19,378.92㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、隣接地の取得、資料は2で10a当たり449,236円で500,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町西川乙字上ミ久保川196番、地目は畑、面積は331㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,236㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,689㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は隣接地の取得、資料は3で10a当たり194,174円で総額240,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永野字橋ノ本237番1、地目は田、面積は178㎡、外1筆、計2筆で合計面積217㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は14,370.93㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は隣接地の取得、資料は4で10a当たり921,000円で総額200,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵字加治屋2791番、地目は田、面積は1,858㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,889㎡、譲渡理由はその他（県外へ転出）、譲受理由は経営規模の拡大、資料は5で10a当たり538,213円で総額1,000,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上で説明がありました。すいません、私の案件がありますので2番についてですね、先に森安委員に議長を代わっていただいでですね、審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

——議長退席——

議長代理 それでは議案書1ページ、整理番号2番について議事を進めさせていただきます。この件についてご質問はございませんか。

——質疑なし——

議長代理 特に何かございませんか。無いようでしたら採決を行います。この件について原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長代理 全員賛成です。有難うございました。

——議長入席——

議長 どうも、森安さん有難うございました。それではすべての案件につきまして、ただ今より、質疑を行いたいと思いますので、皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんでしょうか。

委員（8番） はい。

議長 はい、どうぞ。

委員（8番） 3番の■■■さんの件ですけど、この調書には香北町で西川で水稲、野菜を栽培しているとありますが、この方最近、半年以内に転居してきて先々月位に川んぼを借りたわけですね。これにはちょっと野菜は現在作っているかはわかりませんが、水稲はたぶん作って無いように思いますけれども。それと借りてすぐに売買をしてもえいもんやろうかと、ちょっと聞いてみたいと思います。

議長 はい、事務局、すいません。

事務局 まずは水稲についてはですね、現地、作っているところまではちょっと私の方では確認ができておりません。申請書に基づいて作成したものになります。この農地については確かに、まだ3年3作という質問だと思うんですけども、3年3作についてはですね、県との覚え書きというかあれがありまして、4条、5条を申請する場合に協議をする必要があるんですが、3条の場合には県との協議をとる必要はないんですけども、今回この申請者の方については、この■■■さんが申請者の住んでいましたお家を買ってこられたということで、そこについて申請者の方と相談して農業もやりたいということでその方がお世話をして、土地を借りるようにして、今回3条申請に至ってるというところになっております。

3年3作については農地として扱うというところでその制約を受けるとかいう、まあ、協議とかについては必要ないということで受付をしております。以上です。

議長 いいですかね。

委員（8番） はい。

議長 他にありませんかね、何か。

———質疑なし———

議長 各段無いようですので、私の方からすいませんが、ひと言。写真を見ていただいたらわかると思いますけれど、私の持ちちゅう隣の川んぼです。実は昔から、お父さんが亡くなって、あと■■■になる、■■■から帰ってきてですね、■■■という私と同級ですが、その人が作ってました、稲を。ただ、どう言いますか、水管理も全然せん、一番下でして、堰くと今度はもう私が稲刈る頃になったら全然水止めません。堰をきりませんので。非常に困ってですね、私も何とかせいやって言うたら、どうしたらえいって言うきよ、俺と同じ作をせえ、結局遅うなるがですよ。5月頃になって早稲植えますから、刈る時にはそんな状況でですね、私が時々堰をきったりしよりましたけど。それが3年ほど前からちょっと怪我をして入院をしたりして、全然作ってくれませんが、草が背たけになりまして、どうしても困ったんで、私も買いたいではないんですけど。隣がこんなになってくると自分が管理せんとは仕方がないと、川んぼの方に1m位は除草剤をぎっちりかけたりしてですね、しよりましたけど、売らんかって言うたら売るって言うきよね、ほんでまあ、買うたつていう結果になってます。現在は草は刈ってですね、作れるような形にしていますけれども、私もこの航空写真の右側、そこも2・3年前に買いましたが、ここが2筆になってですね、田が4枚になってました。それへ土を入れたり、土を動かしたりしてですね、今1枚にして作ってます。この土地についてもですね、将来的にはそういうふうにしたいかなあというふうな思いも持ってますけど。なかなかい

つになるかわかりません。ただ稲を作る予定はしてはいますが、来年はひょっとして作らんかわかりませんが、草が生えんような程度にですね、管理はしていきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

他に何もなければですね、皆さん方より、賛否を聞きたいと思いますが、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願ひしたいと思います。

———全 員 挙 手———

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第2号非農地証明願ひについて説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号 非農地証明願ひについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町楠目字東内1158番3、地目は田、面積は8.89㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、昭和43年5月23日に申請者所有の居宅1158番2の新築に伴い、同年5月頃から同居宅の軒下兼庭として利用し始め、現在に至っている。調査員は堤委員で資料は6です。

2番、申請地は土佐山田町東本町5丁目174番、地目は田、面積は62㎡、外1筆、計2筆で合計面積204㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、昭和50年以前に倉庫を2棟建築し、現在に至る。調査員は永森推進委員で資料は7です。

3番、申請地は土佐山田町楠目字伏原777番、地目は田、面積は628㎡の内312.69㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、申請地周囲にはコンクリートブロック塀が築かれ、昭和40年頃より、2棟の居宅、物置、便所等があり、住宅地として利用され、現在に至る。調査員は堤委員で資料は8です。

4番、申請地は土佐山田町字古町1659番22、地目は畑、面積は26㎡、利用状況は宅地の敷地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、昭和55年に住宅が建築され、南側の1659番1の住宅とともに一体として利用している。調査員は原委員で資料は9です。

5番、申請地は土佐山田町字ナベ山2431番39、地目は畑、面積は1,460㎡、利用状況は資材置場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪かったので、昭和60年頃から平成20年頃まで、電工の資材置場兼事務所として土地を貸していた。耕作不便により、耕作放棄、原野化し、現在に至る。また現在、土地の一部を大工の倉庫として貸している。調査員は宮地玄一郎推進委員で資料は10です。以上です。

議 長

以上説明が終わりましたので補足説明をお願ひしたいと思います。堤委員に1番と3番をお願ひしたいと思います。

委員(6番)

それでは資料6-1を見ていただきたいと思いますが、場所は旧の楠目小学校跡地の北側になります。ここはですね、ちょうど家と家の間の軒下みたいなところで、隣地の承諾も得てるそうなので問題無いと思います。

それから3番目の資料8をお願いします。ここはあけぼの街道の線路のちょっと西、線路が上を通っておりますが、ちょっと西側で、これ、切れてますが、この手前にセイムスができてます。そこを北へ、今度佐岡へ抜ける予定地の道のちょっと東側になります。航空写真の方がまだ前の写真で家が全部写ってますが、私が現地へ行ったときにはもうすでに壊して、庭の石とちょっと木が残ったくらいで、ちゃんと整地をしておりました。ここもずっと前から家が建っておったということで、周りの承諾も得ているそうなので問題無いと思います。以上です。

- 議 長 はい、すみません、2番の永森委員さん、すみません。
- 推進委員 (1番) 2の説明を致します。資料は7になります。これは市街化区域にある倉庫が2つ並ぶ土地で、場所は旧の昔の青葉荘があったところの東側にあります。地目は田です。税は宅地として課税されてまして、建ててから50年ほど経っているんじゃないかというふうに聞いております。所有者は八王子の参道にあって、今は営業も辞めましたけど、■■■■の倉庫として使っていたということで、そこの兄弟の娘さんが相続してます。本人には聞いてないですけど、近々売るために地目を宅地に変えるということだろうというお話です。以上です。
- 議 長 すみません、4番の案件で今日写真の差し替えがありましたけれども、説明をさせていただきたいと思います。  
ここはですね、■■■■さんという人の娘さんが、たぶん分家住宅やと思いますが、ここに嫁ぎ先、■■■■といいます、このお家の建てておる人ですが、その北側にですね、農地としてこの黄色い線、家の塀の部分を含めて家の方へ入ってきた分が農地で残っておったというふうなことで、それを非農地にしたいという申請で、お願いをしたいということで説明がありました。周辺を見ますと、両方とも家ですし、この奥にですね、農地がありますけれども、これは作業したりするときこの場所をこれが道路であったというふうなことでありませので何ら問題が無いと思いますのでご報告しておきます。以上です。  
すみません、宮地玄一郎君、5番の案件をお願いします。
- 推進委員 (2番) 資料の10-1と2をご覧くださいませるか。場所はですね、これ八王子宮の裏側になりましてこの土地は周りがぐるっとですね、もう山林になってまして、現状は機材置場、雑種地っていうんですかね、そういう状況です。この南側にお墓が並んでまして、隣近所っていうか、それもないみたいですね。現在は大工さんに機材置場で使ってもらってる状況のようです。特に問題は無いです。
- 議 長 はい、有難うございました。すべての補足説明が終わりましたので、ただ今より、議案第2号の非農地証明願いについてのですね、質疑を行いたいと思っておりますので、ご質問があれば挙手をお願いしたいと思っておりますが、何かご質問は有りませんか。
- 質 疑 な し -----
- 議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 異 議 な し -----
- 議 長 はい、それでは議案第2号非農地証明願いについて原案通り賛成の方の挙手をお願い致します。
- 全 員 挙 手 -----
- 議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。
- 事務局 報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1 番、申請地は土佐山田町山田字加治屋敷 1 0 2 5 番、地目は田、農振区分は農用地、面積は 1, 1 6 0 m<sup>2</sup> の内 1, 0 8 0 m<sup>2</sup>、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和 2 年 9 月 2 3 日、引渡日は令和 2 年 1 2 月 3 1 日、解約理由は売買のためです。

2 番、申請地は土佐山田字三ツ又 1 0 4 6 番 3、地目は田、農振区分は農用地、面積は 2, 1 9 1 m<sup>2</sup>、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和 2 年 1 0 月 1 5 日、引渡日は令和 2 年 1 0 月 3 1 日、解約理由は労力不足のためです。

3 番、申請地は土佐山田町林田字カリヤ 1 5 4 番、地目は田、農振区分は農用地、面積は 2, 3 5 0 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 2 筆で合計面積、4, 0 7 9 m<sup>2</sup>、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和 2 年 9 月 2 5 日、引渡日は令和 2 年 1 1 月 5 日、解約理由は借り手変更のためです。

4 番、申請地は香北町永野字タイトヲ尻 2 9 8 番 1、地目は田、農振区分は農用地、面積は 2 3 m<sup>2</sup>、外 6 筆、計 7 筆で合計面積、2, 9 6 8 m<sup>2</sup>、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日ともに令和 2 年 1 0 月 5 日、解約理由は圃場整備の着工及び数年にわたる工事の施工のためです。

5 番、申請地は香北町永野字タイトヲ尻 2 9 8 番 1、地目は田、農振区分は農用地、面積は 2 3 m<sup>2</sup>、外 6 筆、計 7 筆で合計面積、2, 9 6 8 m<sup>2</sup>、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日ともに令和 2 年 1 0 月 5 日、解約理由は圃場整備の着工及び数年にわたる工事の施工のためです。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思います。議案第 4 号につきましてご質問がある方は挙手をお願いしたいと思います。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。議案第 4 号農地法第 5 条の規定による届出についての報告をお願い致します。

事 務 局 報告第 4 号 農地法第 5 条届出報告について説明させていただきます。議案の 8 ページになります

1 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗目殿丸 3 9 7 番 2-甲、地目は田、面積は 4 0 0 m<sup>2</sup>、外 3 筆、計 4 筆で合計面積、1, 7 3 7 m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は 議案書のとおりです。転用目的は分譲住宅及び公衆用道路、資料は 1 1 で調査員は事務局公文です。以上です。

議 長 はい。以上、説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。ご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。ここは市街化区域内の農用地ということで、報告案件になっております。何かご質問があれば受けたいと思いますが。

委員 (9 番) はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員 (9 番) 3 9 7-5 ですけど、道路を広げたときに登記は売買、市道やったら市の方が、寄付か何かか売買か何かで登記はしてないわけですか。

事 務 局 登記はされてないです。今の所有者の方の名義のままです。

委員（9番） 隣は399-1は登記してこだけ残っちゅうわけ。

事務局 399-1もまだ田のままです。

委員（9番） 道路の部分、道路を広げたときに登記はして、397-5だけが残っちゅうわけ。  
11-3、④の写真も397-5が全部道路みたいなけんど。どういようになっちゅう。

議長 397-5は、現在は何になってますか。

事務局 現況は道路で。

議長 現況は道路。道路であって、これは個人の持ち物、今。

事務局 今は。

議長 これが市道に使われゆう。

委員（9番） 寄付とかそういう道路広げる時に寄付とかはしてないわけですか。

事務局 もし、寄付とかであれば手続きはこれからということになるんじゃないかと、協議はしてるかもしれません。それまではちょっと確認取れてません。

議長 今日ここへ出てきちゅうことは寄付にはならんわ。売るつもりやおき。そりゃあ、市に寄付するということには今日はならんぞ。これが済んだら。

委員（9番） 道路付けたときによね。

議長 そういこと、わかる。言いたいことわかる。

委員（9番） 大体寄付して、ずっと市役所が登記するけんどよ。

議長 そんな問題どっさりあらあえね。森安さん。けど、これは市街化区域の中で結構単価も高いがよ。それを市へ寄付をしてもろうちよつたらよね、その市も有難いことやけんど、結局、それはされてないということ。道路でみんなが使いよつたもんを今度は売るといことにならあね。

事務局 すいません。

議長 どうぞ。

事務局 397-6ですね、5の隣のところは■■■■になってます。397-6っていうのはちよつとここへ出てませんが、397-5の残りの舗装の部分は■■■■。

議長 この②の写真の397-5は、今のこれ市道へ飛び出てきちよらあね。ここ出てきちゅうろう。その写真で言うと右の手前のやつが397-6ということよね。

事務局 そうです。



議 長 これは市道よね。

事務局 そうです。④の写真を見ていただいたら、下側の。奥の家からですね、その点線で囲ってない部分が397-6で市道になってます。この形で市道になってます。この397-5を除いた部。

議 長 これ幅員、どればあるかわからんか。これは奥へ行く道よね。

事務局 2m位。

委員(9番) 側溝の蓋2枚半分ばあやき、1mばあのもんやない。もうちよいあるか。

議 長 けんど、接道で考えたらこの奥へ行く建てちゅう家は2mの接道ないと建たんもんね。

委員(9番) けんど、家の方が南やろう。

議 長 うん、そうよ、北からずとこう、この写真でいうと手前から奥へ入って行くに、この家に接道があったら建つけんどよ。これが接道としたら2m以上ないと建たんで。

委員(9番) いや、②が南から撮ちゅうやつやろう。それで④は北から撮ちゅうやつやきよね。方向は違うきよね。

議 長 そうやけんど、家、ある家、奥にある家の接道としたらよ。

(委員9番) この土地の南に土地があるき。

議 長 それやったらそっちが接道になるき、問題は無いわ、この道は。

(委員9番) マンホールがあるがが広い道がある。

議 長 けんど、こういうふうな申請が出てきちゅうということはこれで間違いがないろうきよ。

事務局 写真、ごめんなさい、②のちよっとマンホールまで線を伸ばしてますけど、これ公図を見てですね、大体真ん中あたりにあるので、真ん中にちよっともってきてるってことで境ははっきり、目安なのですいません。

議 長 けんど、この市街化区域の中の、この道路とか、こういう線はよ、境界はかっちりしちゅうろう。

事務局 すいません。そうですね。分譲宅地の予定でして、開発許可が必要になるところでして、今回は県からの開発許可を待ってですね、今回の届け出をしてもらってまして、開発許可の許可も下りてますので、その辺は問題無いと思います。通常の転用とかも開発と同時許可しておりまして、届け出の前に一応開発許可がある場合は提出していただいています。県の許可も下りております。

議 長 けんどよ、この②の写真を見ると397-5、このメインの道みたいな、こっち広い道よね、手前の道。そこへ点線の図面が出てきちゅうやいか、397-5が。これ市道へなちゅうところへこの道が出てきて、私のもんであつてこんどこれを売りますよと分譲でね。売ったらこの道困るぞ。これが、これ私

んく物じゃ言うて買うた人が言いだしたらよ、ここ通らさんって言うたらどうする。そりゃあ困るぞ。私、農業委員会が認めるのはどうってことないけど、市が困らあせんかよ、これ、建設課が。

事務局 開発許可済みものなのでその辺は協議済みのものと思いますけど。

委員（9番） 建設許可貰うには一筆測量せんといかんき、ちゃんとしちゅうろうとは思いうけんどもよ。

議長 こういう書き方で出てこられたらよ、仮によね、397-5もよ、この売買の対象になっちよって買うた人がよ、ここなところを、道へはみ出てきちゅうところは私の分じゃ言うて権利を主張したら、そりゃあ、困るけんども、それはそういうことではない、建設課ではちゃんと協議をして、この部分については市道ですよということの確認が取れちよらあ、そりゃあ、構いませんよ。我々が言うことではない。

委員（9番） 登記上、田やき、ほんで。出したろう。

議長 田で残っちゅうということは、田で残っちよって田で売るがやきよ、買うた人が悪意に解釈したら、こりゃ、私のがやき、買うたがやと言うたらよ、道路として使えんなるでね。そこはけんども、建設課とちゃんと話が協議済みということであれば結構です。その点は委員会としては心配せんども大丈夫やと思います。それを含めてですね、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが説明をお願いします。

事務局 議案第5号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、2件、農業公社による中間管理の売買事業になります。

9ページ、1番、土佐山田町の農地、4,221㎡を、                    の                    さんが購入し、水稻を栽培します。

続いて2番が土佐山田町中野の農地、1,736㎡を                    の                    さんが購入、ニラを栽培します。いずれも前回に所有者さんから公社に売買され、今回農業公社から個人に売買されるものです。

続いて、10ページ、通常の貸借権になります。

1番、再設定です。土佐山田町岩積の農地2筆、合計5,077㎡を                    の                    さんが借り受け、露地野菜を栽培します。貸借権で期間は5年となります。

2番、新規設定になります。土佐山田町山田の農地2筆、3,044㎡を1番と同じ                    の                    さんが借り受け、露地野菜を栽培します。貸借権で期間は5年です。

次に11ページに移って下さい。

3番、再設定になります。土佐山田町京田の農地、453㎡を、1番、2番と同じ                    の                    さんが借り受け、露地野菜を栽培致します。貸借権で期間は5年です。

4番、再設定で、土佐山田町京田の農地、558㎡を、1番から3番と同じ                    の                    さんが借り受け、露地野菜を栽培致します。こちらも貸借権で期間は5年です。

次に12ページです。

5番、再設定になります。土佐山田町京田の農地、361㎡を、4番までと同じ                    の                    さんが借り受け、露地野菜を栽培致します。貸借権

でいずれも期間は5年です。

6番にいきます。新規設定になります。土佐山田町戸板島の農地、2,422㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。こちらは使用貸借権で、期間は10年となります。

続いて13ページにいきます。

7番、新規設定です。土佐山田町の農地2筆、3,300㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃借権で、期間は5年となります。

8番、新規設定です。土佐山田町佐野の農地2筆、2,539㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、菜花とほうれん草を栽培します。賃借権で、期間は3年です。

次に14ページに移って下さい。

9番、新規設定です。土佐山田町林田の農地2筆、合計4,079㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。8月に高知市の方がこの農地について利用権設定しておりましたが、事情により一旦解約し、相手方を息子さんにして設定しなおすものです。こちらは、使用貸借で、期間は10年になります。

続いて10番、再設定になります。香北町菰生野の農地、1,115㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、期間は5年です。

最後になります。15ページをご覧ください。

11番、再設定で、香北町菰生野の農地、1,103㎡を10番と同じ■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、期間は5年となります。以上です。

議 長 以上、議案第5号につきまして説明が終わりました。皆さん方よりただ今より質疑を行いたいと思います。何かご質問があれば挙手をお願いしたいと思いますが、何かありませんかね。  
格段ありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 各段無いようですので、この件につきまして採決をとりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。  
議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。


———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして議案第6号その他の件となっておりますが、事務局、何かありますか。その他の件についてですね、各段議案無いようですが、皆さん方から何かあれば受けたいと思います。  
各段無ければですね、これでこの会を終了して、あと推進委員との交流会に入りたいと思いますので、少しの間休憩を取ってですね、再開をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

閉会 (14時15分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名人 森田 良彦 

署名人 岡田 修一 